

## 韓国の「国家人権委員会法」を概観する

金 東勲

### はじめに

一九八八年二月に発足した韓国のキムテジュン政権は、南北和解・交流の促進による平和の定着を目指す「太陽政策」と並んで、人権と民主主義の確立に向けた政策を進めてきた。そして、人権確立のために必要かつ不可欠である国内人権機関の設立は、キム大統領の選挙公約であり、国内外の人権NGOそして国連人権機関、とりわけ人権高等弁務官事務所からも要請され期待されていた。こうした国内外からの期待に対する具体的反応は、一九九八年九月に、インドネシアのジャカルタで開催された「アジア・太平洋国内人権機関フォーラム」の会議において韓国政府が「国家人権委員会法案」を紹介したことにはじまる。

その後、自己の管轄もしくは支配下の特殊法人を意図

する法務部と独立の国家機関として設置することを主張するNGOとの意見対立が厳しく、大統領府そして政党の立場も絡んで設立作業は遅々として進まなかった。その後、二〇〇〇年一二月になって、国会議員によって提出された三つの法案をめぐる調整と審議が行われ、今年の四月には国会の本会議において「国家人権委員会法」（以下「人権委員会法」という）が採択・成立し、同年一〇月には施行することになった。この人権委員会法は、第一章（総則）から第六章（罰則）まで六三カ条の規定から構成される。以下、同法の規定に依拠して主要な内容と予想される問題点を概観する。

### 人権委員会法の法的地位と構成

まず、設立過程で最重要課題として議論を呼んだ人権委員会の法的地位、とりわけその独立性について確かめ

ることとする。人権委員会法は、「委員会はその権限に属する業務を独立して遂行する」（第三条）と定めて、委員会の独立性を一般的に保障している。そして、この独立性を確保するために最重要と思われる、人権委員会の予算に関しては、予算會計法上、国会議長、大法院長など「中央管署の長」の地位を委員長に保障し（第六条五項）、委員長と常務委員は、國務總理と監査院の院長など国家公務員法上の「政務職公務員」として処遇され（第五条四項）、委員長は国会と國務會議（閣議）に出席し発言できる（第六条三・四項）。また、委員会の政治的中立を維持するために、「禁固以上の刑の宣告を受けた場合を除いて、その意思に反して免職されない」（第八条）と定めて身分を保障するとともに、国会または地方議会の議員、教育職を除く国家公務員と地方公務員の兼職を禁止し、政党への加入など政治運動への関与を禁止している（第一〇条）。

つぎに、人権委員会の委員は、国会が選出する四名と大統領府が指名する四名、そして大法院長が指名する三名を大統領が任命する一人の中から、委員長は大統領が任命し常任委員二名は国会が選出するとしている（第五条）。そして、この規定に従って同法が施行された一〇月には委員が任命されて、待望の人権委員会が正式に

発足した。任命された委員の顔ぶれは、弁護士が五名、大学教授が三名、そして人権関連NGOから二名と政党事務職員一名であり、委員長には弁護士協会の前会長である金昌国氏キムチャングクが任命された。また、人権委員会の効果的な機能遂行と公正な運営の確保を左右する事務局の長である事務総長には、韓国性暴力相談所の所長である崔英愛チュウヨン女史が任命されることになった。以上の委員および事務総長の顔ぶれを見る限り、人権委員会の独立性と中立、そして公平な活動が期待できそうである。もともと、国会選出の委員は、与党と野党とが二名ずつ推薦しており、政党の影響を受けるのではと危惧される。

### 人権委員会の業務と権限

人権委員会が遂行する業務もしくは任務は、①人権に関する法令・制度・政策・慣行の調査と研究およびその改善に必要な事項に関する勧告もしくは意見の表明、②人権侵害行為および差別行為に対する調査と救済、③人権状況の実態調査と人権に関する教育および広報、さらに④人権侵害の類型・判断基準およびその予防措置などに関する指針の提示と勧告、そして、⑤国際人権条約への加入およびその条約の履行に関する研究と勧告もしく

は意見の表明など広範囲の任務と権限が委ねられている（第一九条）。こうした権限に加えて、国家行政機関と地方自治団体の長は、人権の保護と伸長に影響を及ぼす内容を含む法令を制定し改正しようとするときは、事前に人権委員会に通報しなければならない。他方、人権委員会はその業務遂行に必要なと認められるときは国家機関と地方自治団体その他の公的私的団体に協議を要請できる（第二〇条）。さらに、国際人権規約などの実施に関する政府報告を作成するときは、人権委員会の意見を聴くことを義務づけている（第二一条）。なお、国際人権規約以外の人権条約実施報告作成についても関与できることは第一九条が認める権限により当然認められることは明らかである。

以上のような広範かつ重要な任務を遂行するために、人権委員会は関係機関に資料の提出と事実の照会を求め、専門的知識もしくは経験を有する者の出席と陳述を求め、権限を有し、関係機関代表と学識経験者などからの意見を聞くために聴聞会を開くことができる（第二三条）。さらに、人権委員会は、必要と認めるときは議決に基づき、刑務所など拘禁・保護施設を訪問・調査し（第二四条）、関係機関等に対し意見を表明することができる（第二五条）。また、人権の保護と伸長に重大な影

響を及ぼす裁判が係属中の場合、および人権侵害もしくは差別の犠牲者を救済するために行う調査または処遇の内容に関する裁判が係属中の場合は、当該裁判所に法律上の事項につき意見を提出することができる（第二八条）。

最後に、人権侵害と差別を防止するために欠かすことのできない任務である人権教育に関して幅広い権限が認められている。それらは、たとえば初等・中等教育課程に人権に関する内容を含むために教育・人的資源部長官（日本の文部科学大臣）と協議し、高等教育機関の長と研究の発展について協議することができる（第二六条）。

### 人権侵害の調査と救済

まず、人権委員会による調査と救済の対象になる人権侵害の「犠牲者」とは、国家機関、地方自治団体または拘禁・保護施設の業務遂行など、立法および司法を除く公権力の行使に関連する人権の侵害ならびに法人、団体または私人による平等権侵害を受けた者と定義している。そして、平等権侵害の差別については、差別禁止の事由を年齢、出身地域、容ぼう、婚姻上の地位および性的志向など、通常の差別禁止規定よりもさらに詳細な事

由を列挙しており、雇用、財貨、役務、交通手段、産業施設、住居施設の供給と利用、さらには教育施設または職業訓練機関の利用において特定の者を優遇、排除、區別するか不利に待遇する行為を差別と定める（第三〇条）。そして、以上の人権侵害または差別の犠牲者もしくはその事実を知っている個人または団体は、人権委員会にその内容を陳情することができる（第三〇条一項）だけでなく、陳情がない場合でも、人権侵害があったと信ずるに足る根拠とその内容が重大と認めるときは、人権委員会は職権で調査することができる（第三〇条三項）。こうした人権侵害の犠牲者が陳情する権利は、拘禁・保護施設の被收容者にも保障され、施設の職員に陳情に必要な便宜供与の義務を課している（第三一条）。

そして、人権侵害の陳情を受けた人権委員会は、第三条が定める却下の要件に該当しないとき、当事者または関係人の出席と陳述、当事者および関係機関に対する関連資料の提出を求めるとの方法による調査を行う（第二六条）。そしてこの調査は、一定の場所もしくは施設を訪問による実地調査を行う権限が含まれる。もっとも、関係機関の長は、国家の安全保障と外交関係に重大な影響を及ぼす国家機密または犯罪捜査もしくは係属中の裁判に重大な支障を招来する恐れがある場合に人権委

員会の調査行為を拒否できる（第三六条七項）ことになっており、調査の権限が阻害されはしまいかと危惧される。つぎに、陳情の調査に基づいて人権委員会は、第三九条の定める棄却事由に該当しないとき、当該事件の公正な解決のために必要な救済措置を当事者に提示し合意を勧告できる（第四〇条）。もし、当事者間の合意に失敗したときは、当事者の申し出によるか人権委員会の職権により、第四一条に基づいて設置される調停委員会による調停の手続きを開始する（第四二条一項）。この調停手続きによっても当事者間の合意に達しないとき、調停委員会は、人権侵害行為の中止・原状回復・損害賠償などの救済措置・人権侵害の再発防止措置などを盛り込んだ調停に代わる決定書を当事者に送付し、送付を受けた日から二週間以内に異議を申し出ないときは決定を受諾したものと看做される（第四二条）。この場合、調停に代わる決定は裁判上の和解と同じ効力を有する（第四三条）。なお、この決定書を当事者が受諾しないとき、その後に採られる救済措置については言及がない。ただ、同法第四一条五項が、調停手続きに関し規定されない事項は民事調停法の規定を準用すると定めており、異議申し立てにより成立しないとき、訴訟への移行を定める民事調停法第三六条が準用されるかどうか注目される。

また、右の当事者間の合意もしくは調停手続きによる解決と並んで、調査の結果人権侵害が発生したと判断したとき人権委員会は、人権侵害行為の中止と損害賠償など第四〇条四項が定める救済措置と法令・制度・政策・慣行の是正または改善を、被陳情人およびその所属機関の長に勧告できる（第四四条一項）。なお、この勧告を受けた関係機関の長は、勧告を履行しないとき、人権委員会に文書により説明する義務を負う。

以上、人権委員会の任務と救済手続きの主要な点に限りて紹介したが、人権委員会の業務遂行を補完し実効あるものにするために必要な事項を第五章（補則）と第六章（罰則）で規定している。とくに、懲役と罰金そして料料により、人権委員会の委員に対する暴行と陳情の妨害などを排除し、訪問調査と資料提出の拒否を禁止していることが注目される。

## 資料

### 韓国の「国家人権委員会法」

二〇〇一年四月三〇日制定

（翻訳） 金 東勲

この法に使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「人権」とは、憲法及び法律が保障するか、大韓民国が加入・批准した国際人権条約及び国際慣習法によって認められる人間としての尊厳と価値並びに自由と権利をいう。

2. 「拘禁・保護施設」とは、次の各項目に該当する施設をいう。

- ア. 刑務所・少年刑務所・拘置所及びその支所、保護監護所、治療監護所、少年院及び少年分類審査院
- イ. 警察署・留置所及び司法警察官

## 第一章 総則

### 第1条（目的）

この法は、国家人権委員会を設立し、すべての個人が有する不可侵の基本的

人権を保護し、その水準を向上させることにより人間としての尊厳と価値を具現し、民主的基本秩序の確立に資することを目的とする。

### 第2条（定義）

吏がその職務遂行のために個人を調査・留置もしくは収用するため使用する施設

ウ. 軍刑務所（支所・未決収容室及び憲兵隊営舎を含む）

エ. 外国人保護所  
オ. 多数者保護施設

3. 「多数者保護施設」とは、多数の人を保護・収容する施設として大統領令が定める施設をいう。

第3条（国家人権委員会の設立と独立性）

① この法が定める人権の保護と向上に必要な業務を遂行するために国家人権委員会（以下「委員会」と称する）を置く。

② 委員会はその権限に属する業務を独立して遂行する。

第4条（適用範囲）

この法は、大韓民国々民と大韓民国の領域内にいる外国人に対して適用する。

## 第二章 委員会の構成と運営

第5条（委員会の構成）

① 委員会は、委員長1名と3名の常任委員を含む11名の人権委員（以下「委員」と称する）で構成する。

② 委員は、人権問題に関し専門的知識と経験を有し人権の保障と向上のためにその業務を公正かつ独立して遂行できると認められる者から、国会が選出する4名（常任委員2名を含む）、大統領が指名する4名、大法院長が指名する3名を大統領が任命する。

③ 委員長は委員の中から大統領が任命する。

④ 委員長と常任委員は政務職公務員に補する。

⑤ 委員の中4名は女性を任命する。

⑥ 委員の任期が満了した場合はその後任者が任命されるまでその職務を遂行する。

第6条（委員長の職務）

① 委員長は委員会を代表し委員会の業務を統轄する。

② 委員長がやむを得ない事由で職務を遂行できないときは、委員長があらかじめ指命した常任委員がその職務を代行する。

③ 委員長は国会に出席し委員会の所管事務に関し意見を陳述することができる。国会の要求があるときは出席して報告し又は答弁しなければならない。

④ 委員長は国務会議に出席して発言することができる。その所管事務に関し国務総理に議案（この法の施行に関する大統領令案を含む）の提出を建議することができる。

⑤ 委員長は委員会の予算関連業務の遂行において予算計画法第14条の規定による中央管署の長と看做す。

第7条（委員長及び委員の任期）

① 委員長及び委員の任期は3年とし、一回に限り再任することができる。

② 委員の任期が満了するか、任期中に欠員になったときは、大統領は任期満了または欠員になった日から30日以内に後任者を任命しなければならない。

い。

③ 欠員になった委員の後任に任命された委員の任期は新しく開始する。

### 第8条（委員の身分保障）

委員は禁固以上の刑を宣告されない限り、その意思に反して免職されない。但し、委員が身体的もしくは精神的障害により職務遂行が著しく困難になるか又は不可能になった場合は、委員全体の3分の2の賛成による議決で退職させることができる。

### 第9条（委員の欠格事由）

- ① 次の各号の1に該当する者は委員になることができない。
  1. 大韓民国の国民でない者
  2. 国家公務員法第33条各号の1に該当する者
  3. 政党の党員
  4. 公職選挙及び選挙不正防止法に基づいて実施する選挙に候補者として登録した者
- ② 委員が第1項各号の1に該当するようになったときは当然に退職する。

### 第10条（委員の兼職禁止）

- ① 委員は在職中次の各号の職を兼ねるか業務に従事できない。
  1. 国会又は地方議会の議員
  2. 他の国家機関又は地方自治団体の公務員（教育公務員を除く）
  3. その他委員会規則で定める職又は業務
- ② 委員は政党に加入し政治運動に関与することができない。

### 第11条（退職・委員の公職就任制限）

委員は退職後2年間は教育公務員以外の公務員に任命されるか公職選挙及び選挙不正防止法に基づいて行われる選挙に候補者として出馬できない。

### 第12条（小委員会）

- ① 委員会はその業務の中の一部を遂行するために小委員会を置くことができる。
- ② 小委員会は3名の委員で構成し、小委員会の業務及び運営に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

### 第13条（会議・議事及び議決定足数）

- ① 委員会の会議は委員長が主宰し、

この法に特別な規定がない限り、在籍委員過半数の賛成で議決する。

- ② 小委員会の会議は構成委員全員の出席と出席委員全員の賛成で議決する。

### 第14条（議事の公開）

委員会の議事は公開する。但し、委員会又は小委員会が必要と認める場合は公開にしないことができる。

### 第15条（諮問機関）

- ① 委員会はその業務遂行に必要な事項を諮問するために諮問機関を置くことができる。
- ② 諮問機関の組織と運営に関する必要な事項は委員会の規則で定める。

### 第16条（事務局）

- ① 委員会の事務を処理するために委員会に事務局を置く。
- ② 事務所に事務総長1名と必要な職員を置く。事務総長は委員会の審議を経て委員長の要請に基づき大統領が任命する。
- ③ 所属職員の中、五級以上の公務員は委員長の要請に基づき大統領が任命

し、六級以下の公務員は委員長が任命する。

④ 事務総長は委員長の指揮を受け事務所の事務を管掌し所属職員を指揮・監督する。

### 第17条 (懲戒委員会)

① 委員会職員の懲戒処分を議決するために委員会に懲戒委員会を置く。

② 懲戒委員会の構成、権限、審議手続、懲戒の種類及び効力その他の懲戒に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

### 第18条 (委員会の組織と運営)

この法が規定する事項の他に委員会の組織に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

## 第三章 委員会の業務と権限

### 第19条 (業務)

委員会は次の各号に掲げる業務を遂行する。

1. 人権に関する法令 (立法過程中にある法令案を含む) ・ 制度 ・ 政策 ・ 慣行の調査と研究及びその改善に必

要な事項に関する勧告又は意見の表明

2. 人権侵害行為に対する調査と救済
3. 差別行為に対する調査と救済

4. 人権状況に対する実態調査

5. 人権に関する教育及び広報

6. 人権侵害の類型・判断基準及びその予防措置などに関する指針の提示及び勧告

7. 国際人権条約への加入及びその条約の履行に関する研究と勧告又は意見の表明

8. 人権の擁護と伸長のために活動する団体及び個人との協力

9. 人権に関連する国際機構及び外国の人権機構との交流・協力

10. その他、人権の保障と向上のために必要と認められる事項

### 第20条 (国家機関との協議)

① 関係国家機関又は地方自治団体の長は、人権の保護と向上に影響を及ぼす内容を含む法令を制定もしくは改正しようとするときは、事前に委員会に通報しなければならない。

② 委員会はその業務を遂行するために必要と認められるときは国家機関・地方自治団体その他公的私的団体 (以下「関係機関等」という) に協議を要請することができる。

③ 第2項の要請を受けた関係機関等は正当な事由がない限りこれに誠実に応じなければならない。

第21条 (政府報告書作成時の委員会からの意見聴取)

国際人権規約の規定に従って関係国家機関が政府報告書を作成するときは委員会の意見を聴かなければならない。

### 第22条 (資料提出及び事実照会)

① 委員会はその業務を遂行するために必要と認められる場合は関係機関等に必要資料等の提出を要求し又は事実に関して照会することができる。

② 委員会は委員の業務遂行に必要と認められる事実を知っているか専門的知識又は経験を有すると認められる者に出席を要求しその陳述をきくことができる。

③ 第1項の要求又は照会を受けた機

関は遅滞なくこれに応じなければならない。  
ない。

### 第23条（聴問会）

① 委員会はその業務を遂行するため  
に必要と認められる場合、関係機関等  
の代表者、利害関係者又は学識と経験  
を有する者などに対し出席を要求し事  
実又は意見の陳述をきくことができ  
る。

② 第1項に基いて委員会が実施する  
聴問会の手続と方法に関しては委員会  
の規則で定める。

### 第24条（施設の訪問・調査）

① 委員会（小委員会を含む）は必要  
と認められる場合、その議決により拘  
禁・保護施設を訪問し調査することが  
できる。

② 第1項に基づく訪問調査を行う委  
員は必要と認められる職員及び専門  
家を同伴し、具体的な事項を特定して所  
属職員及び専門家に調査を委任するこ  
とができる。この場合、調査を委任さ  
れた専門家がその事項について調査を  
行うときは所属職員を同伴しな

ければならない。

③ 第2項に基いて調査を行う委員、  
所属職員又は専門家（以下この条文中  
は「委員等」という）はその権限を表  
示する証票を関係者に提示しなければ  
ならず、訪問及び調査を受ける拘禁・  
保護施設の長又は管理人は直ちに訪問  
及び調査に必要な便宜を提供しなけれ  
ばならない。

④ 第2項に基いて訪問調査を行う委  
員等は、拘禁・保護施設の関係者及び  
施設収容者と面談し口述又は書面で事  
実又は意見を陳述させることができ  
る。

⑤ 拘禁・保護施設の職員は、委員等  
が施設収容者と面談する場所に立ち会  
うことができる。但し、対話の内容を  
録音するか記録を取ることはできな  
い。

⑥ 拘禁・保護施設の訪問・調査の手  
続と方法について及びその他必要な事  
項は大統領令で定める。

第25条（政策と慣行の改善もしくは是正  
勧告）

① 委員会は人権の保護と向上のため  
に必要と認められる場合、関係機関等  
に対し政策と慣行の改善又は是正を勧  
告するか意見を表明することができ  
る。

② 第1項の規定に基いて勧告を受け  
た機関の長はその勧告事項を尊重し履  
行するために努力しなければならない。  
い。

③ 第1項の規定に基づき勧告を受け  
た機関の長が勧告内容を履行しない場  
合はその理由を委員会に文書で説明し  
なければならない。

④ 委員会は必要と認められる場合、  
第1項の規定に基づく委員会の勧告と  
意見表明及び第3項の規定に基いて勧  
告を受けた機関の長が説明した内容を  
公表することができる。

### 第26条（人権教育と広報）

① 委員会はすべての人の人権意識を  
喚起し向上するために必要な人権教育  
と広報を行わなければならない。

② 委員会は初・中等教育法第23条の  
規定に基づく学校教育課程に人権に関

する内容を含めるために、教育・人的資源部長官と協議することができる。

③ 委員会は人権教育と研究の発展のために必要な事項を高等教育法第2条の規定に基いて設立された学校の長と協議することができる。

④ 委員会は公務員の採用試験、昇進試験、研修及び教育訓練課程に人権に関する内容を含めるために国家機関及び地方自治団体の長と協議することができる。

⑤ 委員会は政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律に基いて設立された研究機関又は研究会の長と協議し人権に関する研究を要請するか共同で研究することができる。

⑥ 委員会は社会教育法に基づく社会教育団体又は社会教育施設に対してその教育内容に人権に関して必要な事項を含めるよう勧告することができる。

#### 第27条（人権資料室）

① 委員会は人権資料室を置くことができる。

② 人権資料室は人権に関する国内外

の情報と資料等を収集・整理・保存し一般市民の利用に提供することができる。

③ 人権資料室は、図書館及び読書振興法に基づく図書館と看做す。

④ 人権資料室の設置と運営に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

第28条（法院及び憲法裁判所に対する意見陳述）

① 委員会は人権の保護と向上に重大な影響を及ぼす裁判が係属中の場合、法院又は憲法裁判所の要請があるか必要と認められるときは、法院の担当裁判部又は憲法裁判所に法律上の事項に関し意見を提出することができる。

② 第4章の規定に基いて委員会が調査又は処理した内容に関して裁判が係属中の場合、委員会は法院又は憲法裁判所の要請があるか必要と認められるときは法院の担当裁判部又は憲法裁判所に事実上及び法律上の事項に関して意見を提出することができる。

#### 第29条（報告書作成等）

① 委員会は毎年前年度の活動内容と

人権状況及び改善対策に関する報告書を作成し大統領と国会に報告しなければならない。

② 委員会は第1項の規定に基づく報告の他に必要と認められる場合、大統領と国会に特別報告を行うことができる。

③ 関係機関等は、第1項及び第2項の規定に基づく報告に関する意見、措置結果又は措置計画を委員会に提出することができる。

④ 委員会は、第1項及び第2項の規定に基づく報告書を公開しなければならない。但し、国家の安全保障、個人の名誉又は私生活の保護のために必要であるか他の法律により公開が制限された事項は公開しないことができる。

### 第四章 人権侵害の調査と救済

#### 第30条（委員会の調査対象）

① 次の各号の場合に人権を侵害された者（以下「被害者」という）又はその事実を知る者もしくは団体は委員会にその内容を陳情することができる。

1. 国家機関、地方自治団体又は拘禁・保護施設の業務遂行（国会の立法及び法院・憲法裁判所の裁判は除く）との関連で、憲法第10条から第22条までに保障された人権を侵害された場合。

2. 法人、団体又は私人により平等権侵害の差別行為を受けた場合

② 平等権侵害の差別行為とは、合理的な理由なく性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、容ぼうなど身体的条件、婚姻上の地位、妊娠又は出産、家族状況、人種、皮膚の色、思想又は政治的意見、刑の効力が失効した前科、性的志向、兵歴を理由にする次の各号の1に該当する行為をいう。但し、他の法律で特定された者（特定された人びとの集団を含む。以下同じ）に対する優待を差別行為の範囲から除外された場合その優待は差別行為とは看做さない。

1. 雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金及び賃金以外の金品支給、資金の融資、停年、退職、解雇など

を含む）において特定の者を優待・排除・区別するか不利に待遇する行為

2. 財貨・役務・交通手段・商業施設・土地・住居施設の供給又は利用において特定の者を優待・排除・区別するか不利に待遇する行為

3. 教育施設又は職業訓練機関の利用において特定の者を優待・排除・区別するか不利に待遇する行為

③ 委員会は第1項の陳情がない場合にも、人権侵害があると信ずるに相当する根拠がありその内容が重大であると認めるときはこれを職権により調査することができる。

④ 第1項の規定に基づく陳情の手続と方法に関する必要な事項は委員会の規則で定める。

### 第31条（施設収容者の陳情権保障）

① 施設収容者が委員会に陳情しようとする場合、その施設に所属する公務員又は職員（以下「所属公務員」という）はその者に直ちに陳情書の作成に必要な時間と場所及び便宜を提供しな

ければならない。

② 施設収容者が委員会の委員又は所属職員（以下「委員など」という）の面前で陳情することを希望する場合、所属公務員等は直ちにその意向を委員会に通報しなければならない。

③ 所属公務員等は、第1項に基づいて施設収容者が作成した陳情書を直ちに委員会に送付し委員会から受付証明原の発給を受け、これを陳情人に交付しなければならない。第2項の通報に対する委員会の確認書及び面談日程書は発給後直ちに陳情を希望する施設収容者に交付しなければならない。

④ 第2項に基づいて陳情を受けた場合もしくは施設収容者が陳情を希望すると信ずるに足る相当な根拠がある場合、委員会は委員などに拘禁・保護施設を訪問させ陳情を希望する施設収容者から口述または書面で陳情を受けつけなければならない。その際、陳情を受けつけた委員などは直ちに受付証明原を作成し陳情人に交付しなければならない。

⑤ 第2項及び第3項の規定に基づく委員等の拘禁・保護施設への訪問及び陳情の受付に関しては第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

⑥ 施設に収容されている陳情人（陳情を行うとする者を含む）と委員等との面談には、拘禁・保護施設の職員が参加するかその内容を聴取又は取録することはできない。但し、見える距離から施設収容者を監視することができ

る。

⑦ 所属公務員等は施設収容者が委員会に提出する目的で作成した陳情書又は書面を閲覧することができる。

⑧ 施設収容者の自由な陳情書の作成と提出を保障するために、拘禁・保護施設において履行されるべき措置及びその他必要な手続と方法は大統領令で定める。

第32条（陳情の却下など）

① 委員会が受付けた陳情が次の各号に該当する場合はその陳情を却下する。

1. 陳情の内容が委員会の調査対象に

該当しない場合

2. 陳情の内容が明らかに虚偽であるか理由がないと認められる場合

3. 被害者でない者が行った陳情の場合に被害者が調査を希望しないことが明らかである場合

4. 陳情の原因となった事実が発生した日から1年以上経過した後に陳情が行われた場合。但し、陳情の原因となった事実に関して公訴時効又は民事上の時効が完成していない事件であつて委員会が調査することを決定した場合はこの限りでない。

5. 陳情が提起された当時、陳情の原因となった事実に関して法院又は憲法裁判所の裁判、捜査機関の捜査又はその他の法律に基づく権利救済手続が進行中であるか最終した場合。但し、捜査機関が認知して捜査中である刑法第123条もしくは第125条の罪に該当する事件と同一の事案に関して委員会に陳情が受付けられている場合はこの限りでない。

6. 陳情が匿名又は仮名にて提出され

た場合

7. 陳情が委員会により調査を行うことが適切でないと認められる場合

8. 陳情人が陳情を取り下げた場合

9. 委員会が棄却した陳情と同一の事実に関して再度陳情を行った場合

10. 陳情の趣旨が当該陳情の原因になった事実に関する法院の確定判決又は憲法裁判所の決定に反する場合

② 委員会は第1項の規定に基いて陳情を却下する場合、必要と認められるときは、その陳情を関係機関に移送することができる。この場合、陳情の移送を受ける機関は委員会の要請があるときは遅滞なくその処理結果を委員会に通報しなければならない。

③ 委員会が陳情についての調査を開始した後もその陳情が第1項各号の1に該当することになった場合にはその陳情を却下することができる。

④ 委員会は陳情を却下もしくは移送した場合、遅滞なくその事由を明示して陳情人に通報しなければならない。その際、委員会が必要と認められる場

合、被害者又は陳情人に権利の救済を受けるために必要な手続と措置に関して助言を行うことができる。

### 第33条（他の救済手続と移送）

① 陳情の内容が他の法律に定める権利救済手続に基いて権限を有する国家機関に提出しようとするものが明白である場合に委員会は遅滞なくその陳情を当該他の国家機関に移送しなければならない。

② 委員会が第30条1項の規定に基いて陳情に対する調査を開始した後に陳情の原因となった事実と同一の事案に関して被害者の陳情又は公訴に基づき捜査が開始された場合には、その陳情を管轄する捜査機関に移送しなければならない。

③ 第1項及び第2項の規定に基づいて委員会が陳情を移送した場合、遅滞なくその内容を陳情人に通報しなければならず、移送を受けた機関は委員会が要請する場合その陳情に関する処理結果を委員会に通報しなければならぬ。

### 第34条（捜査機関と委員会の協助）

① 陳情の原因になった事実が犯罪行為に該当すると信ずるに足る相当な理由があり、その嫌疑者の逃走又は証拠の隠滅などを防止し、又は証拠確保のために必要と認められる場合に、委員会は検察総長又は管轄する捜査機関の長に捜査の開始と必要な措置を依頼することができる。

② 第1項の規定に基づく依頼を受けた検事総長又は管轄する捜査機関の長は遅滞なくその措置結果を委員会に通報しなければならない。

### 第35条（調査の目的）

① 委員会の調査は国家機関の機能遂行に支障を招来しないよう留意しなければならない。

② 委員会の調査は個人の私生活を侵害するか、係属中の裁判又は捜査中の事件の訴追に不当に関与する目的で行ってはならない。

### 第36条（調査の方法）

① 委員会は次の各号に定める方法で陳情に関する調査を行うことができ

る。

1. 陳情人・被害者・被陳情人（以下「当事者」という）又は関係人に対する出席要求及び陳述聴取又は陳述書提出要求

2. 当事者、関係人又は関係機関等に対して調査事項と関連を有すると認められる資料等の提出要求

3. 調査事項と関連を有すると認められる場所、施設、資料等に対する実地調査又は鑑定

4. 当事者、関係人、関係機関等に対して調査事項と関連を有すると認められる事実又は情報に対する照会

② 委員会は調査を行うために必要と認められる場合、委員等に一定の場所又は施設を訪問し場所、施設、資料等につき実地調査又は鑑定を行わせることができる。その際、委員会はその場所又は施設に当事者もしくは関係人の出席を求め陳述を聴くことができる。

③ 第1項第1号の規定に基づき陳述書の提出を要求された者は14日以内に陳述書を提出しなければならない。

④ 第1項及び第2項の規定に基づく被陳情人に対する出席要求は、人権侵害行為又は差別行為を行った行為当事者であつて陳述書だけでは事案を判断することが困難であり、第30条1項の人権侵害行為と差別行為があつたと認められるに足る相当の理由がある場合に限り行うことができる。

⑤ 第2項の規定に基づいて調査を行う委員等はその場所又は施設を管理する長又は職員（以下この条文では「関係者」という）に必要な資料と物品の提出を求めることができる。

⑥ 第4項の規定に基づいて調査を行う委員等はその権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。

⑦ 委員会が資料もしくは物品の提出を求めるか又はその資料・物品又は施設に対する実地調査又は鑑定を行うとする場合、関係国家机关の長は当該資料・物品又は施設が次の各号の1に該当するとする事実を委員会に明らかにし、その資料・物品の提出又はその資料・物品又は施設に対する実地調査又は

は鑑定を拒否することができる。この場合委員会は関係国家机关の長に必要な事項の確認を求めることができ、要求を受けた国家机关の長はこれに誠実に応じなければならない。

1. 国家の安全保障又は外交関係に重大な影響を及ぼす国家機密事項である場合

2. 犯罪捜査または係属中の裁判に重大な支障を招来するおそれがある場合

**第37条（質問・検査権）**

① 委員会は第36条の調査に必要な資料等の所在又は関係人に関して知りたいたときは、その内容を知っていると信ずるに足る相当な理由のある者に質問するか又はその内容を含んでいると信ずるに足る相当の理由がある書類及びその他の物品を検査することができる。

② 第36条第5項又は第7項の規定は本条第1項の場合に準用する。

**第38条（委員の除斥）**

① 委員及び第41条の規定に基づく調

停委員（以下この条文において「委員」という）は次の各号の1に該当する場合には陳情の審議・議決から除斥される。

1. 委員又はその配偶者もしくは配偶者であつた者が当該陳情の当事者であるか、その陳情に関し当事者と共同管理者又は共同義務者である場合

2. 委員が当該陳情の当事者と親族関係にあるか親族関係にあつた場合

3. 委員が当該陳情に関して証言又は鑑定を行う場合

4. 委員が当該陳情に関して当事者の代理人として関与しているか関与した場合

5. 委員が当該陳情に関して捜査、裁判又は他の法律に基づく救済手続に関与した場合

② 当事者は委員会に審議・議決の公正を期待することが困難である事情がある場合は委員長に忌避申請をすることができ、委員長は当事者の忌避申請に対し委員会の議決を経ることなく決定する。但し、委員長が決定すること

が相当でない場合は委員会の議決で決定する。

③ 委員会が第1項各号の1の事由又は第2項の事由に該当する場合は自らその陳情の審議・議決を回避できる。

### 第39条（陳情の棄却）

① 委員会は、陳情を調査した結果陳情の内容が次の各号の1に該当する場合はその陳情を棄却する。

1. 事実でない場合  
2. 調査対象が人権侵害に該当しない場合

3. すでに被害の回復などが行われるなどにより別途の救済措置を必要としないと認められる場合

② 委員会は陳情を棄却する場合は陳情の当事者にその結果と理由を通報しなければならない。

### 第40条（合意の勧告）

委員会は調査中又は調査が終了した陳情に対して事件の公正な解決に必要な救済措置を当事者に提示し合意を勧告することができる。

### 第41条（調停委員会の設置と構成）

① 調停の迅速かつ公正な処理のために3名の調停委員で構成する調停委員会を置く。

② 調停委員会は委員会が回付する調停を審議・議決する。

③ 調停委員の中2名は委員会が委員の中から、1名は次の各号に該当する者の中から委員会が委嘱するが非常勤とし、調停委員3名の中1名は弁護士資格を有する者でなければならない。

1. 人権問題に関し専門的な知識と経験を有する者で国家机关又は民間団体において人権に関連する分野に10年以上従事した者

2. 判事・検事・軍法務官・弁護士の職に10年以上従事した者

3. 大学又は公認の研究機関で助教以上の職に10年以上従事した者

④ 調停委員の委嘱及び任期、調停委員会の運営、調停の手続等に関して必要な事項は委員会規則で定める。

⑤ 委員会の調停手続に関しこの法及び委員会規則によって規定されない事項は民事調停法の規定を準用する。

### 第42条（調停）

① 委員会は陳情に対し人権侵害があったと認められ第40条に基づく合意が達成しない場合に、当事者の申し出又は職権により陳情を調停委員会に回付し調停手続を開始することができる。

② 調停は調停手続の開始以後、当事者が合意した事項を調停書に記載した後当事者が記名捺印し調停委員会がこれを確認することにより成立する。

③ 調停委員会は調停手続の進行中に合意に達しない場合、事件の公正な解決のために調停に代る決定をすることができる。

④ 調停に代る決定には次の各号の事項を含むことができる。

1. 調査対象の人権侵害行為の中止  
2. 原状回復・損害賠償その他必要な救済措置

3. 同一又は類似する人権侵害行為を防止するために必要な措置

⑤ 調停委員会は調停に代る決定が行われた場合は遅滞なくその決定書を当

事者に送達しなければならない。

⑥ 当事者が第5項の規定に基づいて決定書の送達を受けた日から2週以内に異議を申し立てないときは調停を承諾したものと看做す。

#### 第43条（調停の効力）

第42条第2項の規定に基づく調停及び第42条6項の規定に基づいて異議を申し立てない場合の調停に代る決定は裁判上の和解と同じ効力を有する。

#### 第44条（救済措置の勧告）

① 委員会が調査した結果人権侵害が発生したと判断するときは、被陳情人、その所属機関・団体又は監督機関（以下「所属機関等」という）の長に対し次の各号に定める事項を勧告することができる。

1. 第42条第4項の各号に定める救済措置の履行

2. 法令・制度・政策・慣行の是正又は改善

② 第1項の規定に基づいて勧告を受けた所属機関等の長に関しては第25条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### 第45条（告発及び懲戒の勧告）

① 委員会は陳情を調査した結果、陳情の内容が犯罪行為に該当しこれに対し刑事処罰が必要と認めるときは検察総長にその内容を告発することができる。但し、被告発者が軍人又は軍務員である場合は所属軍参謀総長又は国防部長官に告発することができる。

② 委員会が陳情を調査した結果、人権侵害があると認めるときは、被陳情人又は人権侵害に責任を有する者に対する懲戒を所属機関等の長に勧告することができる。

③ 第1項に基づいて告発を受けた検察総長又は所轄捜査機関の長は告発を受けた日から3カ月以内に捜査を終了しその結果を委員会に通報しなければならない。但し、3カ月以内に捜査を終了できないときはその事由を明らかにしなければならない。

④ 第2項の規定に基づき委員会から勧告を受けた所属機関等の長は、これを尊重しその結果を委員会に通報しなければならない。

#### 第46条（意見陳述機会の賦与）

① 委員会は第44条又は第45条の規定に基づく勧告又は措置を行う前に被陳情人に意見を陳述する機会を与えなければならない。

② 第1項の場合、当事者又は利害関係者は、口頭又は書面で委員会に陳述するか必要な資料を提出することができる。

#### 第47条（被害者のために法的救助要請）

① 陳情に関する委員会の調査、証拠の確保又は被害者の権利救済のために必要であると認められる場合に、委員会は被害者のために「大韓法律救済公団」又はその他の機関に法的救助を要請することができる。

② 第1項に基づく法的救助の要請は被害者が明示した意思に反して行うことはできない。

③ 第1項に基づく法的救助の要請の手続・内容及び方法に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

#### 第48条（緊急救済措置の勧告）

① 委員会は陳情を受け付けた後、調

査対象の人権侵害行為が継続中であるとする相当な蓋然性があり、これを放置する場合、回復困難な被害が発生するおそれがあると認められるときは、その陳情に対する決定の前に陳情人又は被害者の申請もしくは職権により被陳情人、その所属機関等の長に次の各号の措置を取るよう勧告することができ

1. 医療、給食、衣服などの提供
2. 場所、施設、資料などに対する実地調査及び鑑定又はその他の機関が行う検証及び鑑定への参加
3. 施設収容者の拘禁又は収容所の変更
4. 人権侵害行為の中止
5. 人権侵害を生起させていると判断される公務員等の職務排除
6. その他被害者の生命、身体の安全のために必要な事項

② 委員会は、必要と認めるときは当事者又は関係者等の生命及び身体の安全と名誉の保護又は証拠の確保もしくは隠滅の防止のために必要な措置を取

るか関係者及びその所属機関等の長にその措置を勧告することができる。

#### 第49条（調査と調停等の非公開）

委員会の陳情に対する調査・調停及び審議は非公開とする。但し、委員会の議決があるときはこれを公開することができる。

#### 第50条（処理結果の公開）

委員会は本章に基づく陳情の調査及び調停の内容と処理の結果、関係機関等に対する勧告及び関係機関等が取った措置等を公表することができる。但し、他の法律により公表が制限されるか個人の私生活上の秘密が侵害されるおそれがある場合はこの限りでない。

### 第五章 補則

#### 第51条（資格詐称の禁止）

何者も委員会の委員又は職員の資格を詐称して委員会の権限を行使してはならない。

#### 第52条（秘密漏えいの禁止）

委員会の委員・諮問委員又は職員もしくはその職にあった者及び委員会に派

遣されたか委員会の委嘱により委員会の業務を遂行するか遂行した者は業務処理中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 第53条（類似名称の禁止）

委員会ではない者は国家人権委員会又はこれに類似する名称を使用することはできない。

#### 第54条（公務員等の派遣）

① 委員会はその業務遂行のために必要だと認める場合関係機関等の長にその所属公務員又は職員の派遣を要請することができる。

② 第1項の規定に基づく要請を受けた関係機関等の長は委員会と協議し所属の公務員又は職員を委員会に派遣することができる。

③ 第2項の規定に基づいて委員会に派遣された公務員又は職員はその所属機関から独立して委員会の業務を遂行する。

④ 第2項の規定に基づいて委員会に公務員又は職員を派遣した関係機関等の長は委員会に派遣された公務員又は

職員に対して、人事及び処遇等において不利な措置を取ってはならない。

**第55条**（不利益の禁止と支援）

① 何者もこの法に基づいて委員会に陳情、陳述、証言、資料等の提出又は答弁を行ったことだけを理由に解雇、填補、懲戒、不当な待遇その他身分もしくは処遇に関連して不利益を受けない。

② 委員会は人権侵害の真相を明らかにするか証拠もしくは資料等を発見又は提出した者に必要な支援又は補償を行うことができる。

③ 第2項の規定に基づく支援又は補償の内容、手続その他必要な事項は委員会の規則で定める。

**第六章 罰則**

**第56条**（人権擁護業務妨害）

① 次の各号の1に該当する者は5年以下の懲役又は3千萬元以下の罰金に処する。

1. 委員会の業務を遂行する委員会の委員又は職員に暴行又は脅迫した者

2. 委員会の委員又は職員に対してその業務上の行為を強要又は阻止しその職を辞退させる目的で暴行又は脅迫した者

3. 危険な計略を用いて委員会の委員又は職員の業務遂行を妨害した者

4. 本法第4章の規定に基づいて委員会の調査対象になる他者の人権侵害事件に関する証拠を隠滅、偽造、又は変造するかもしくは偽造又は変造した証拠を使用した者。

② 親族、戸主又は同居の家族が本人のために第1項第4号の罪を犯したときは処罰されない。

**第57条**（陳情書作成等の妨害）

第31条の規定に違反して陳情を許可しないか妨害した者は3年以下の懲役又は1千萬元以下の罰金に処する。

**第58条**（資格詐称）

第51条の規定に違反して委員会の委員又は職員の資格を詐称して委員会の権限を行使した者は2年以下の懲役又は7百萬元以下の罰金に処する。

**第59条**（秘密漏泄）

第52条の規定に違反して業務処理中に知り得た秘密を漏泄した者は2年以下の懲役もしくは禁固又は5年以下の資格停止に処する。

**第60条**（緊急救済措置の妨害）

第48条第1項又は第2項に基づいて委員会が行う措置を妨害した者は1年以下の懲役又は5百萬元以下の罰金に処する。

**第61条**（秘密侵害）

第31条第6項又は第7項の規定に違反して秘密を侵害した者は1千萬元以下の罰金に処する。

**第62条**（罰則適用における公務員擬制）

委員会の委員の中公務員でない者は刑法その他の法律に基づく罰則の適用においては公務員と看做す。

**第63条**（料料）

① 次の各号の1に該当する者は1千萬元以下の料料に処する。

1. 正当な理由なく第24条第1項の規定に基づく訪問調査又は第36条の規定に基づく実地調査を拒否、妨害又は忌避した者

2. 正当な理由なく第36条第1項第1号又は第2項の規定に基づく委員会の陳述書提出書要求又は出席要求に応じなかった者

3. 正当な理由なく第36条第1項第2号及び第4号又は第3項の規定に基づく資料等の提出要求および事実照会に応じないか又は虚偽の資料等を提出した者

② 第53条の規定に違反した者は3百萬圓以下の料料に処する。

③ 第1項及び第2項の規定に基づく料料は大統領令が定めるところに従い委員長が賦課する。

④ 第3項の規定に基づく料料の処分不服である者はその処分の告示を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。

⑤ 第3項の規定に基づく料料処分を受けた者が第4項の規定に基づいて異議を提起したときは、賦課権者は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は非訟事件手続法に基づき料料の

裁判を行う。

⑥ 第4項の規定に基づく期間内に異議を提起せず料料を納付しないときは国税滞納処分の事例に従ってこれを徴収する。

### 〈付則〉

#### 第1条（施行日）

① この法律は公布した日から6カ月以後に施行する。但し、人権委員及び所屬職員の任命、この法律に関する委員会規則の制定・公布、委員会の設立準備は施行日以前に行うことができる。

② この法律に基づいて最初に任命された人権委員の任期はこの法律施行日から開始するものとする。

#### 第2条（大統領令の制定）

委員長は国務総理にこの法律の施行に関する大統領令案の提出を建議することができる。